

指定居宅療養管理指導・指定介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1条 かめいど在宅診療所が実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」とする）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態または、要支援状態にあるもの（以下「要介護者等」という）に対し、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 1. かめいど在宅診療所が実施する居宅療養管理指導等の従業者は、要介護者等がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことをできるよう、通院困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

2. 居宅療養管理指導等の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称、所在地及び実施地域）

第4条 居宅療養管理指導等を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 医療法人社団東京白報会かめいど在宅診療所 |
| (2) 所在地 | 東京都江東区亀戸 2-31-10 コクブ亀戸ビル 5F |
| (3) 実施地域 | 江東区、墨田区、中央区、台東区 |

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第5条 居宅療養管理指導等の従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

※医師は、居宅を訪問し、医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導、助言や、利用者、家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

医師	1 人（常勤）	5 人（非常勤）
----	---------	----------

(居宅療養管理指導等の種類及びサービス提供日、提供時間)

第6条 居宅療養管理指導等の種類及び提供日、提供時間は次の通りとする。

医師による居宅療養管理指導等 月～金曜日 9:00～17:00

※但し、年末年始及び5週ある月は祝祭日を除く（訪問診療日に準ずる）

(利用料その他の費用の額)

① 居宅療養管理指導費（Ⅰ）及び介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）

(1ヶ月に2回を限度)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 単一建物居住者が1人 | 5 1 5 円 (1割負担の場合) |
| 2. 単一建物居住者が2～9人 | 4 8 7 円 (1割負担の場合) |
| 3. 単一建物居住者が10人以上 | 4 4 6 円 (1割負担の場合) |

② 居宅療養管理指導費（Ⅱ）及び介護予防居宅療養管理指導費（Ⅱ）

(1ヶ月に2回を限度)

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. 単一建物居住者が1人 | 2 9 9 円 (1割負担の場合) |
| 2. 単一建物居住者が2～9人 | 2 8 7 円 (1割負担の場合) |
| 3. 単一建物居住者が10人以上 | 2 6 0 円 (1割負担の場合) |

第7条 1. 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、窓口負担は上記の額とする。なお、介護保険の一部負担金に付き公費負担がある場合は、その分を減免する。
2. 居宅療養管理指導等の実施に要した交通費については、徴収いたしません。

(その他運営に関する留意事項)

第8条 1. 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た、利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はかめいど在宅診療所が定める。